

令和 7 年度 第 1 回安芸太田町行財政審議会 会議録			
開催年月日	令和 7 年 6 月 3 0 日（火）		
開催場所	安芸太田町役場 本庁 2 階 大集会室		
開会・閉会日時	開 会	令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午後 5 時 30 分	
	閉 会	令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午後 7 時 30 分	
出席・欠席委員	出席委員	大江昭典・小島俊二・宮本美智子・佐々木幸男・津田 宏・ 栗栖正吉・重田司・片山豊和・二見吉康・伊藤敏安・齋 藤正國・庄野忠士	
	欠席委員	小田康治	
職務により会議 に出席した者	町長 副町長 総務課長 主幹 課長補佐 課長補佐 係長 主任 主任	橋本博明 木村富美 二見重幸 郷田 亮 浅田敬文 水口一隆 河本理恵 高木大輔 小川恵佑	教育次長 加計支所長 筒賀支所長 地域協働課長 産業観光課長 健康福祉課長 長尾航治 児玉裕子 山本博子 上手佳也 菅田裕二 伊賀真一
協議事項	1 安芸太田町公共施設等個別施設計画の見直しについて 2 公共施設個別施設の方向性について		

令和 7 年度 第 1 回安芸太田町行財政審議会（主な意見）

日時：令和 7 年 6 月 30 日（月） 17：30～19：30

場所：安芸太田町役場本庁 2 階 大集会室

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
行財政審議会会長あいさつ
- 3 委員紹介 別紙のとおり
- 4 副会長の選出 委員互選により大江昭典議員を選出
- 6 諮 問 別紙「諮問書」のとおり
- 7 審議事項
(1) 安芸太田町公共施設等個別施設計画の見直しについて
事務局から説明（別紙資料 1 のとおり）

【主な意見等】

(委員)

審議予定回数について、4 回だけの審議でまとめることができるか心配している。施設整理に伴う費用対効果の検証や、民間売却の実現性の検証は、議論に時間がかかると思うが、いかがか。

(事務局)

今回の答申は、個別施設の方向性ということで、例えば「集会施設」であれば「集会所」の基本的な考え方というところが収斂できればと思っている。資料 1 の審議についてのところに書いているように、大まかなグルーピングした集会施設なら集会施設の基本的な考え方に沿って、個別の一つずつの施設については、この後、関係者との合意形成というのを進めていくことになると思っている。個別施設の具体の取り扱いについては、相手があることなので、合意形成まで時間がかかる場合等もあると思うが、基本的な考え方のところまで収斂できればと思っている。

(委員)

今日の審議会で集会施設等三つの分野の施設について方向性を出すだろうと思う

が、例えば、集会施設は地元譲渡の方針について、今日1日で、審議会で結論を出すのは少し無理がある。方針を出すためには、2回目の審議会にずれ込むことしかるべきと思う。

(委員)

建築後30年以上経過しているもの、修繕がいかなものかという施設もあり、そういうことも含め、大きく、地元譲渡とか、解体を含め廃止とか、そういうことを大筋でまとめて、提示されている。それらのおり、大筋の方向を検討したらいいかというのがこの会議であると思う。その中で特に議論を要する施設があれば、別に議論することもはばからないと思う。

(委員)

集会施設の方向性について、地域の意向を踏まえずに、審議会で先に決めたと捉えられないようにしたい。個別施設の方向性を定め答申するのは来年2月で、それまでの期間があるわけで、慎重に審議すべき施設については、しっかり議論し最終のまとめまで時間を要することは、致し方ないと思う。

(委員)

審議会に提案される内容は、町として取組みたいという提案であり、それについて審議会として、取り組んでみてくださいと方向を示すことだと思う。その中で、地元自治会にはいろんな意見があると思うが、協議が進捗していく中で、管理経費等の課題等で、ハードルが上がるということはあると思うが、それは2月の末まで個別に対応しながら取り組んでいくことになると思うので、今日ここで一つ一つ、決定するというものではないと思うので、まず大きな方向性を委員で考えて、町が取り組みやすいように、情報発信すべきだと思う。

(委員長)

各委員のご意見のとおり、2月の答申のときに、具体的に例えばA施設を廃止するかどうかという議論までは求められていないので、審議会として、大まかな方向を答申する。実際動くのはそれ以降、町と地域の方々等と、いろんな交渉等が始まっていくんだろうと思う。

今日議論する3分野どこまで議論できるかはこの議論を踏まえた上で、もう一度後で進め方についてのご意見を聞きたい。

(2) 公共施設個別施設の方向性について

事務局から説明（別紙資料2－①集会施設のとおり）

【主な意見等】

（委員）

私の地域では、すでに町から譲渡され、既に地元で運営している状況があり、収支も比較的安定してやっている。また、資料をみると、集会所15施設において、年間平均1,300万程度の経費がかかっている。この費用対効果を考えたとき、全体的には、やはり譲渡も1つの手段であり、ほとんど経過年数が30年以上ということで地元譲渡として、進めるのは構わないと思う。

（委員）

質問する。現在、指定管理で運営している施設が約半分ある。町の受け止めとしては、指定管理でありながら地元利用が大半という受け止めか。地元利用のために指定管理とした施設なのか、それとも広域利用も視野に入れた施設で、地元指定管理をしているのか、すみ分けを確認したい。それと、耐震性がないと思われる集会所が2施設地元譲渡となっている。間違いないか。

（事務局）

指定管理については、施設整備に補助事業等を活用した場合、広域の利用を今後進めるという目的で、整備した施設もあり、比較的規模の大きい施設になっている。大きな施設であれば維持管理費用もかかり、施設運用開始からそれを全て地元負担でというのも、難しいということもあり、指定管理施設として、費用の面も、ある程度町で負担している経緯がある。しかし、実際の使用状況は、地元の利用がほとんどであるというような認識をしており、そういった面で、今回、指定管理施設でありましても、徐々に地元への譲渡に切替える取組を進めていきたいと考えている。

それから耐震の関係は、耐震基準については、確か昭和56年だと思うが、それより以前のものもあり、これは、考慮すべき事項であると思うが、地元が主に活用されているという点から、譲渡を進めていきたいと考えている。

（委員）

地元譲渡という方向性に関して、地元で受け入れるうえで、こういうことをしっかりやってほしいというような条件付きになるかなと思う。

集会施設のうち、棚田交流館は、基本的な考え方の1に該当しないような気がするが、どういう考えか。

（事務局）

棚田交流館は、棚田を活用した交流事業などに広域からお客様が来られて、活用する機会がかなり多くあるというご認識と思うが、その視点で、工夫の仕方によっては、

交流活動等を通して、ある程度の収入といいますか地元で維持ができる程度の利用料のようなものが、収入として見込める可能性も踏まえ、地元でさらに自由に活用してもらいたいとの考えもあり、地元譲渡という提案をさせていただいている。

(委員)

私の地元の集会所を例にあげると、平成27年に町から譲渡を受けて、令和6年度までの収支決算を紹介すると、収入は、維持管理費は、地域住民の方の集会所維持費として分担金と集会使用料等で、大体10から12万ぐらいの収入があると。支出は、具体的には、大体年間6万5000円ぐらい。ある程度の町からの補助があれば、譲渡を受けても維持管理を出来ると考えている。

(委員)

全体的な方向性は、整理されていると思う。地元の自治振興会の現状から発言すると、集会所の地元譲渡に関し、自治振興交付金等々で、フォローすることによって、地元で維持が可能ということで、普通は（これまでは）それでいいと思うが、今地域力がどんどん落ちてきて、本当に自治会なりの団体に運営させることができるかという不安はある。個別の交渉をする段階で、そういった費用負担の面だけではない部分が分かると思うので、そのあたりを踏まえて、交渉を進める必要があると思う。

(委員)

総務省の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和5年）」では、計画の策定の内容として、現状への問題に関する基本認識について、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が、適正規模になるかを記載することと示されている。今日の個別施設の議論においても、今後の見通しを踏まえた利用需要の議論は欠かせないと思う。今後、コミュニティがどうなるのか等の意見を活発に議論することが大切であると思う。30%の削減目標があるが、それに拘ることなく、将来の利用需要の面から議論すべきと思う。

(委員)

行政の資産を譲渡する場合は、耐震のこともあり、ある程度の補修、改修の必要性等について、また、維持管理が可能か、譲渡の方向でまず地元と議論してはどうかと思う。集会施設だけで、年間に1,300万ぐらいの行政支出が発生している。ほかにも、病院の維持運営費用の問題、道の駅の新しい再整備の費用の問題、そういう大きい意味での財政負担についても、行財政審議会で議論が必要だと思う。

(委員)

地元集会所を管理運営している立場から発言する。地元で維持管理、特に大規模な改修は大きな負担になる。町の予算は限られている中で、トイレの水洗化、エアコン設置等を行った。自治会の力が落ちているという意見があったが、自分たちの施設を一致団結して何とかしようとするプロセスの中で、逆に地域の自治会力も上がってくると考えることもできる。今一度、自治会の今後の在り方も含めて、自分たちで頑張

っていく方向でも考えないといけない。自治会によって状況は違うが、方向性としては、施設の問題と同時に、地域の力を高めるという視点につながるような議論をしていただければありがたいと思う。

(委員長)

このように公共施設の見直しだけでなく、地域づくり、まちづくり全体から考え、あるいはリンクさせて考えていこうというのは非常に重要な御指摘だと思う。

(委員)

合併以降、加計地区では、他の委員が言われた地元集会所レベルの集会所は、全部地元に譲渡して、地元で管理している。今回対象となっているのは、広域利用の位置づけの施設であることを認識する必要がある。

(委員)

集会施設の4番の施設は、集会施設に分類されているが、図書館施設であり、公衆トイレ機能もある。集会所としての方向性は出しにくい。地元に譲渡されても図書館、公衆トイレの扱いをどうするか、集会所の分類だけで方向性を出すのは難しい。

(委員長)

次の観光レクリエーション施設の説明をお願いします。

(事務局)

資料 2-②観光レクリエーション施設資料説明

(委員)

観光レクリエーション施設の各施設の収支の状況を見ると、指定管理料を除くと採算が取れていない。民間活用を図ることとして、施設を売却または廃止等することは相当と考える。

(委員)

三段峡・深入山関係の施設は町管理なんですけど、筒賀交流の森は、龍頭峡の拠点になっているが、セラピーロードもあり、筒賀交流の森も町が管理すべきと考えるかどうか。

(事務局)

筒賀交流の森（森林館）については、キャンプ場と一体になっており、収益事業としての可能性があることを認識しており、深入山、三段峡の施設は、収益がでるような施設ではない。という考えから売却として提案している。

(事務局)

筒賀交流の森は、森林館、レストハウス、キャンプ場、バーベキュー広場も一連の施設として、民間活用を視野にいれている。キャンプ場については、一体的にやりたいという事業者からの問い合わせもあり、民間による拠点づくりの可能性がある。

(委員)

8番以降は指定管理から町管理になっているが、指定管理をやめて町が直営という

意味で書いてあるのかどうか。8番から13番について、付属するものも含めてですが、小さい施設がたくさんあると思うが、町管理ではなく廃止を含めて検討してもいいのではないか。

(事務局)

現在の運営形態が「指定管理」という表示で、方向案の「町管理」というのは、町が所有しておくという意味なので運営についてはまたその町の管理の中で検討する。

小さな施設については。少し整理をして、提示し、廃止等の議論もできればと思っている。

(委員)

施設の用地の中には、民有地もある。賃貸借契約の相手方がいるので、契約内容確認が必要だと思う。

(委員長)

次の産業施設の説明をお願いします。

(事務局)

資料 2-③産業施設資料説明

(委員)

2 番目のビオトープ川登の現状について説明してほしい。

(事務局)

ビオトープ川登については、今年度から 0 円での指定管理としている。川魚を使った商品開発などで、今年、来年の 2 年間、指定管理とする予定である。

(委員)

指定管理料を 0 円で運営する場合、どの程度の費用がかかり、どの程度の売上げが必要だったか確認して、その辺の数字を提示して、売却または貸付で十分行けると思う。

(委員)

筒賀地域食材供給施設。今、豚熱の関係で町が利用を中止している状況になっている。町内の有害鳥獣対策のため、町が整備した解体施設で加工した肉を販売する、業者の数を増やす等、目的があると思うが、現在の環境のままで、民間売却しても民間活用が図られるのか疑問である。

(事務局)

筒賀地域食材供給施設については、以前、第三セクターで特産品の加工所として梅干、豆腐などを加工していた。その後、閉鎖状態が続いていたが、近年イノシシなどのジビエの加工所として、県の食品衛生の許可を受けているところ。

民間事業者で、改修を行い運用するところがあるのではという考えから売却または貸付という方向性を提示している。

(委員)

個別施設のカルテについて、収入、支出の掲載内容が不十分ではないか。
ライセンスセンター等で、収益が上がっている施設もあるのではないかと思います。

(事務局)

指定管理ではなく、行政財産使用許可で、地元に施設を使用されている場合、どの程度収入があるのか把握し切れてない部分もあるので、収支の表示について検討する。

(委員)

全体的なところで「売却」に関して懸念するのが、観光地等が外国資本に買い取られて地元が何もできなくなるケース。そのようなことにならない様に慎重に取り扱う必要がある。

(委員)

譲渡等を行う場合。補助金適化法上の補助金返還が必要なケースがないか懸念する。

(事務局)

施設自体は、10年以上経っているものがほとんどで、所管の省庁には届出等の手続き必要だが、補助金返還までは要らないという判断をしている。売却も今、国でも施設の有効活用を進めており、国等とよく調整しながら進めていきたい。

(委員)

現状の町財政について、人口5,000人に対し予算規模が90億というのは大きい、理想を言えば65億円台に。財政支出を圧縮するための案としては、譲渡、売却、貸付になる。財政の懐具合から大きくとらえたときに今日の3分野については、確定ではないがその方向で進むということ、委員長のほうで決めていただけたらと思う。

(委員長)

最終的に答申のときには、財政健全化への趣旨のようなものも反映させていくべきと思う。諮問書の写しが配付されたと思うが、今後、中期財政運営方針並びに定員関係についても議論頂くことになっている。答申案の議論の中で、改めて発言頂ければと思う。

(委員)

物件で売却の方向性の施設もあるが、この売却価格どのぐらいを想定しているのか。いくら安価に設定されても、安芸太田町の知名度の問題や、施設の魅力の問題で買い取ってくれるところがあるのか懸念する。

(事務局)

売却の方向性が出たものについては、個別には民間との協議ということになるが、適正価格ということにこだわらずに、老朽化度合や耐用年数を考慮すれば、市場でどういう価値があるか、民間との調整によると思う。

(事務局)

町の例えば観光振興、定住施策等、安芸太田町のネームバリューを上げていくよう

な取り組みも、さらに加速し、民間企業が、安芸太田町の物件だったら可能性がある
と民間企業に認識してもらえるようになる取り組みも進める必要がある。

(委員長)

ずっと町が保有して、ランニングコストが膨らんでいくよりも、やはりいろんな意
見を頂いて、そのために町のPRを兼ねて、いろんなところから御提案頂くような仕
組みが今後いいと思う。

(委員)

基本的に提案された方向性でいくしかないと思う。個別についてはいろんな話があ
ると思う。人口が増えていけば可能性があると思うが、人口の規模にあったやり方も
あると思う。

(委員)

今11万平米あるものを8万1,000平米という目標だが、新たに造るものもあると思う。
また道の駅等、それらも加味して、8万平米を目標とするのかどうか。

(事務局)

新しい施設の建設もあるので、全体の床面積の管理をしながらですね。新たな施
設も適正な数値を含めながらですが、進めていきたい。

(委員)

それぞれの施設の方向性を示された中で今日議論し、あくまでも決定ではないが、
概ねこの方向性でいくのかどうか委員で共有してはどうか。

(委員長)

委員さんからの提案についていかがか。先ほどの委員も、大きな方向として良いと
の発言もあった。個別施設の議論はまたにする機会があるとして、大まかな方向につ
いて、今日の議論を踏まえて、最終答申に結びつけていくことで、よろしいか。

(委員)

概ねは理解できるが、地元譲渡に確定されるのは疑義がある。方向性としてはいい
と思うが、譲渡後の管理運用について、誰が解体するのかっていうことになると思う。
ほかの施設も含め、譲渡、売却条件、契約書の内容等の法務的な観点からも十分に研
究してもらいたい。

(委員長)

今日は事務局から提案のあった3分野については、全体としては、方向性としては
概ね合意ということで、個別施設については今後、委員の御指摘のような留意事項を
踏まえながら、最終答申に向けて議論していきたいと思う。

(事務局)

次回審議は8月に実施を予定している。保健福祉分野等の施設について提案させて
いただく予定。

(事務局)

各施設のあり方の議論内容については、事務局で情報発信の仕方、あるいは地元への情報提供も考慮しながら今後進めていきたい。今回はこの審議会で、概ねの基本的な考え方を定めていただいたということで受け止めさせていただきたいと思う。

以上